

北方領土問題に関する教育・学習に係る取組について、周知します。

事 務 連 絡

令和8年5月20日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

北方領土問題に関する教育・学習に係る取組の周知について

これからの我が国を担う児童生徒が、我が国の領土について正しく理解することは極めて重要です。文部科学省においては、我が国の領土に関する教育等の一層の充実を図るため、学習指導要領において北方領土について明記しており、各学校においては、社会科等で指導いただいているところです。

このたび内閣府から、各学校において北方領土問題に関する教育・学習に係る取組への理解や教員等の参加についての配慮が得られるよう、内閣府の行う北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致事業、独立行政法人北方領土問題対策協会等の行う北方領土問題に関する研修や事業、同協会等が作成する学習教材集や動画コンテンツ等に関する周知について、別添のとおり協力依頼がありましたのでお知らせします。

北方領土問題に関する指導の重要性に鑑み地方公共団体等におかれましては、次頁に掲げる表のとおり、周知をお願いいたします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配付する等、必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

周知元	周知先
都道府県教育委員会指導事務主管課	所管の学校及び各学校を設置する域内の市（指定都市を除く）町村教育委員会指導事務主管課
指定都市教育委員会指導事務主管課	所管の学校
都道府県私立学校事務主管課	所轄の学校及び学校法人等
附属学校を置く国公立大学法人附属学校事務担当課	管下の附属学校
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課	所轄の学校及び学校法人等

< 本件連絡先 >

（下記以外）

初等中等教育局教育課程課企画調査係

TEL : 03-5253-4111（内線 2565）

（修学旅行関係）

初等中等教育局児童生徒課庶務担当

TEL : 03-5253-4111（内線 2389）

府北対第44号
令和8年5月18日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿
児童生徒課長 殿

内閣府北方対策本部参事官

【公印省略】

令和8年度における北方領土問題に関する教育・学習に係る取組の周知について

北方領土問題につき、日頃より格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

内閣府では、北方領土問題を解決して平和条約を締結するという我が国の一貫した基本方針の下で行われる外交交渉を後押しするため、この問題に対する国民一人一人の理解と関心を更に深める施策に取り組んでいます。

北方領土教育については、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」を受けて政府が定めた「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」において、「国民一人一人、とりわけ次代を担う若い世代の関心を一層高め、理解を深める」ため「学校教育や社会教育を通じた教育・学習の充実を図る」こととされています。

また、平成29年3月及び平成30年3月に改訂された学習指導要領において、中学校社会科に加え、小学校社会科並びに高等学校地理歴史科及び公民科に「北方領土」が明記されたことを踏まえ、内閣府では、各都府県教育長に対し、公立高等学校入学試験における北方領土に関する出題について積極的に取り上げていただくよう、別途御協力をお願いしているところです。このほか、内閣府では、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「（独）北対協」という。）と教員、生徒等を対象とした取組を行っており、本年度の下記事業においても、より多くの教員、生徒等に応募・参加していただきたいと考えています。

加えて、各都道府県に設置されている北方領土問題教育者会議の取組においては、各都道府県教育委員会の関係者にも広く参加いただきたいと考えています。

北方領土問題に関する教育・学習に係る取組について、引き続き一層の御理解、御協力を賜りますよう、貴省におかれましては、関係各部署及び都道府県教育委員会等に周知いただくとともに、都道府県教育委員会等を通じた所管・所轄の学校及び関係機関等への周知につき、よろしくお取り計らい願います。

加えて、各学校等において、教員、生徒等がこれらの取組に積極的に参加できるような特段の配慮が得られますようお取り計らい願います。

記

1. 北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致事業

内閣府では、北方領土を直に見て、元島民の方々から話を聞き、関心を持ってもらうため、修学旅行等の誘致事業を実施しており、教員を対象とした下見ツアー（別添1参照）を実施することとしています。また、(独)北対協でも修学旅行等の誘致事業として、修学旅行等の経費の補助（別添2参照）を行っています。

2. (独)北対協等における各種事業（別添3参照）

(1) (独)北対協の主催事業

- ①北方領土問題キャッチコピーの募集～みんなのアイデアが力になる～
- ②北方領土に関する全国スピーチコンテスト
- ③北方領土問題教育委員会関係者現地研修会
- ④北方四島交流青少年受入事業
- ⑤北方四島交流教育関係者・青少年訪問事業

(2) 北方領土返還要求運動都道府県民会議（※1）の主催事業

- ①北方領土青少年等現地視察事業
- ②北方領土問題地域青少年育成事業
- ③北方領土問題教育指導者地域研修会

(3) 北方領土問題教育者会議（※2）の事業

- ①作文コンクール
- ②北方領土問題キャッチコピーの募集～みんなのアイデアが力になる～（（1）①）への応募
- ③北方領土巡回学習会（アニメ「エトピリカ～想いを紡ぐ鳥～」、映画「ジョバンニの島」上映会）
- ④公開授業
- ⑤語り部による講演会
- ⑥中学校を巡回するパネル展
- ⑦北方領土教材等の作成 等

(独)北対協では、青少年啓発に活用できる様々な動画コンテンツ等を作成しています（別添4参照）。これらのコンテンツは、ホームページやYouTube チャンネルから閲覧することができます。また、北方領土に関する充実した授業実施及び生徒への課題発出のため、教員に活用いただく ICT を活用した学習教材集（別添5参照）をホームページにて公開しております。なお、同教材集は、適宜の方法により出所を明示することで加工等をして利用いただくことも可能です。

（注1） 各事業の実施に当たっては、安全衛生対策を適切に講じます。

（注2） （1）④及び⑤の事業については、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の悪化により、令和2年度から実施できていません。

※1 北方領土返還要求運動都道府県民会議

民間運動関係者が中心となって運営する北方領土返還要求運動推進の地域基盤となる組織であり、全都道府県に設置されている（別表1参照）。

※2 北方領土問題教育者会議

教育指導者現地研修会及び教育関係者訪問事業等の参加教員の自主的な取組として、北方領土教育の推進、定着を図る地域基盤となる組織であり、全都道府県に設置されている（別表2参照）。

北方領土隣接地域への 修学旅行誘致促進のための 下見ツアー (内閣府北方対策本部)



「エリカちゃん」のお友達の「エリナちゃん」



「エリカちゃん」
北方領土問題啓発キャラクター

北方領土隣接地域※を訪問する
修学旅行を検討いただくための、
先生方を対象とした下見ツアーです。

※北方領土隣接地域＝根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町

下見ツアーの概要（予定）

- I 実施時期：令和8年8月23日(日)～25日(火)
- II 対象：修学旅行を担当する教員等
- III 出発地：首都圏発及び関西発
- IV 募集人数：20名(予定)
- V 費用負担：ツアー中の往復の航空運賃、宿泊費、バス移動費、
隣接地域内の施設入場料・体験費用、
国内旅行傷害保険料を内閣府で負担。
- VI 募集期間：5月15日(金)～6月30日(火)(予定)
※詳細は内閣府北方対策本部HPにて公表します。



「エリカちゃん」のお友達の
「エリオくん」



「エリカちゃん」のお友達の
「エリヨシくん」

問合せ先

内閣府北方対策本部啓発担当

電話番号：03－6257－1301



「エリカちゃん」のお友達の
「エリマルくん」



「エリカちゃん」

北方領土問題啓発キャラクター

「北方領土を目で見る運動」 修学旅行等誘致事業 (独)北方領土問題対策協会



独立行政法人北方領土問題対策協会では、
北方領土学習プログラムを取り入れた修学
旅行等の経費を補助します。

令和8年度における補助の概要

I 北方領土学習プログラム → 全額補助対象

- (a) 北方領土の洋上視察研修、(b) 隣接地域内の北方領土啓発施設(6ヶ所)における研修
- (c) 元島民等による講話、(d) 隣接地域内の基幹産業等の視察・体験を通じた北方領土研修
- (e) 隣接地域内の中学校・高等学校等の生徒との交流を通じた北方領土研修
- ※ 団体割引制度があるものは、割引額を上限。
- ※ いずれも隣接地域内での北方領土学習プログラムを対象とする。

SNSでの発信にも
協力してほしいっぴ ♪



「エリカちゃん」とお友達

II 交通費

(1) バス(借上) → 全額補助対象

- ※ 隣接地域内に宿泊(民泊含む)を伴わない場合は北方領土学習プログラムを実施する日のみ。
- ※ 隣接地域内に宿泊(民泊含む)を伴う場合は宿泊日及びその翌日も可。

(2) 航空機(運賃) → 一部補助対象(中標津空港利用の場合1人当たり4,000円(片道)) (釧路空港・女満別空港利用の場合1人当たり2,000円(片道))

- ※ 釧路空港及び女満別空港を利用した場合は、隣接地域内に宿泊した場合のみ適用。

III 宿泊費

→ 一部補助対象(1人当たり1,000円(1泊)。民泊の場合は2,000円)

※ 2泊目以降(1人当たり2,000円(1泊)。民泊の場合は4,000円)

- ※ 隣接地域内に宿泊した場合のみ。

IV その他の学習プログラム → 一部補助対象(1人当たり1,500円(1プログラム)で最大3プログラムまで)

- ※ 隣接地域内での参加・体験型学習プログラムを実施した場合。
- ※ 学習・体験した内容について、積極的なSNSでの発信にご協力願います。

補助対象・要件

I 対象 → 全国の中学校・高等学校等

II 要件 → 「北方領土学習プログラム」(上記(a)～(e))のうち2以上を実施

補助限度額

1団体あたりの訪問人数に応じて、下記のとおり補助限度額がありますのでご留意願います。

区分Ⅰ:1名～50名→限度額50万円 区分Ⅱ:51名～100人→限度額100万円 区分Ⅲ:101名以上→限度額150万円
※なお、全体の申請状況によっては、補助金がさらに減額となる場合があります。

注 意

本事業は、令和元年度まで内閣府北方対策本部で実施していたもので、令和2年度から(独)北方領土問題対策協会が実施することとなったものです。

補助を利用する場合には、事前に(修学旅行を実施する前に)手続を行う必要があります。

なお、申込み順に受け付け、予算がなくなり次第終了となります。

申込み・問合せ先

委 託 先: 北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会事務局(根室市役所内)

住 所: 北海道根室市常盤町2丁目27番地

電話番号: (0153)23-6111 内線3361

(独)北対協等主催の教員及び生徒等を対象とする北方領土問題に関する事業（令和8年度）

1. (独)北対協の主催事業

(1) 北方領土問題キャッチコピーの募集～みんなのアイデアが力になる～（5月募集開始）

北方領土について広く認識してもらい、北方領土返還の気運を高めることを目的として、北方領土をアピールする自由な発想・アイデアによるキャッチコピーの募集を行っており、小学校や中学校等の学校やクラス単位での応募も受け付けている。

(2) 北方領土に関する全国スピーチコンテスト（7月募集開始予定）

次代を担う若い世代が北方領土問題を身近な問題として捉え、関心を持ち、北方領土に関する歴史等の知識を正しく理解することを目的として、全国スピーチコンテスト（中学生を対象）を実施している。

スピーチ原稿の作品の募集については、「北方領土問題に関する教育・学習に係る取組の周知」に基づき、全国の各教育委員会から各学校に周知していただいている。

なお、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を申請する予定である。

(3) 北方領土問題教育委員会関係者現地研修会（9月下旬開催予定）

全国の教育委員会関係者を北海道根室市等、北方領土隣接地域に招聘し、北方領土研修を通じて本問題の理解と関心を深めてもらうとともに、教育者会議等と教育委員会との協力関係を構築し、学校教育現場における北方領土教育の一層の充実を図ることを目的に実施している。

なお、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を申請する予定である。

(4) 北方領土問題教育者会議全国会議（2月下旬開催予定）

次代を担う青少年に北方領土問題の正しい理解と関心を深めてもらうために、47都道府県に設置された「北方領土問題教育者会議」の密接な連絡体制の確立を図るとともに、当面の課題と問題点及び今後の取組について協議を行うことで、北方領土教育の一層の推進を図る目的で実施している。

(5) 北方四島交流青少年受入事業

在島ロシア人青少年を招聘し、同世代の日本人青少年との交流を通じて相互理解を促進することにより北方領土問題解決のための環境づくりを行っている。

(6) 北方四島交流教育関係者・青少年訪問事業

教育関係者及び青少年に北方四島を訪問する機会を創出し、在島ロシア人教育関係者及び青少年との相互理解を促進することにより北方領土問題解決のための環境づくりを行っている。また、教育関係者及び青少年は、それぞれ訪問で得た知識、経験を活かして、北方領土に関する授業の実践や校内外で報告、発表を行っている。

(注) (5)及び(6)の事業については、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の悪化により、令和2年度から実施できていません。

2. 北方領土返還要求運動都道府県民会議の主催事業

(1) 北方領土青少年等現地視察事業

都道府県民会議が教育者会議と連携を図り、構成した青少年等現地視察団を北方領土隣接地域（北海道）に派遣し、青少年等に自らの目で北方領土を見てもらうとともに、元島民の体験談を聞くなどの機会を提供し、北方領土問題を身近に捉えてもらうことにより、返還要求運動の継承を図っている。

また、令和2年度からは、教育委員会関係者を視察団に加え、北方領土教育の重要性を認識してもらうとともに、都道府県民会議及び教育者会議の活動に対する理解を得て教育委員会との連携を強化している。

(2) 北方領土問題地域青少年育成事業

都道府県を6つのブロック（北海道・東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄。以下同じ。）に分け、ブロック内の都道府県民会議の協働事業として教育者会議と連携を図り、北方領土問題に関する交流会を実施している。

交流会には、ブロック内の各都道府県から幅広く青少年が参加し、北方領土問題について正しい理解と関心を深めている。

なお、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を申請する予定である。

(3) 北方領土問題教育指導者地域研修会

都道府県を6つのブロックに分け、ブロック内の都道府県民会議の協働事業として、教育指導者及び教育者会議の代表等による地域研修会を実施している。地域研修会では、各都道府県における北方領土教育の進め方についての情報交換及び意見交換が行われ、更なる北方領土教育の充実・強化が図られている。

なお、内閣府、外務省、文部科学省、その他教育関係機関の後援を申請する予定である。

(4) その他、都道府県民会議主催事業への教育者及び青少年の参加（大会、研修会、講演会など）

3. 北方領土問題教育者会議の事業

教育者会議は、47都道府県において設立され、以下のような取組を行っている。

- ・各種コンクール（作文/ポスター/標語・キャッチコピー）
- ・北方領土問題キャッチコピーの募集～みんなのアイデアが力になる～（1(1)への応募）
- ・北方領土巡回学習会（アニメ「エトピリカ～想いを紡ぐ鳥～」、映画「ジョバンニの島」上映会）
- ・公開授業
- ・語り部による講演会
- ・中学校を巡回するパネル展
- ・北方領土教材等の作成

青少年啓発に活用できる各動画コンテンツ等について

(1) 北方領土アニメーション・アニメマンガ

(独) 北対協では、令和4年度より、北方領土元島民の証言を参考に制作したアニメーション「エトピリカ～想いを紡ぐ鳥～」(本編24分)を配信しています。

若年層をはじめ多くの方々に、終戦当時、北方領土で何が起きたのか、そして、元島民が強いられた「故郷を追われる」過酷な体験についてより深く知ってもらい、北方領土返還に関する気運を高める目的で制作しています。

また、アニメマンガも(独)北対協ホームページにて公開しております。

<アニメーションのホームページのURL>

<https://www.hoppou.go.jp/problem-info/movie/animation.html>

<アニメマンガ「エトピリカ～想いを紡ぐ鳥～」のホームページのURL>

<https://www.hoppou.go.jp/problem-info/movie/ebooks.html>



アニメ



マンガ

(2) 根室高校生徒の出前講座動画

(独) 北対協では、北海道根室高等学校北方領土根室研究会に所属する高校生による北方領土出前講座の動画を配信しています。北方領土の歴史、条約、現状、返還運動等についてわかりやすく説明しており、研修教材として活用できます。

(独) 北対協YouTubeチャンネルから閲覧できます。また、DVDの貸出も行っています。

<根室高校生徒の出前講座動画のホームページのURL>

<https://www.hoppou.go.jp/problem-info/movie/gallery.html>



(3) 北方領土及び啓発施設視察動画

(独) 北対協では、納沙布岬から見える北方領土や、北方館・望郷の家の展示物等について北方館の説明員がわかりやすく説明する動画を配信しています。

現地に行く前の事前学習等の研修教材として活用できます。

(独) 北対協YouTubeチャンネルから閲覧できます。また、DVDの貸出も行っています。

<北方領土啓発動画のホームページのURL>

<https://www.hoppou.go.jp/problem-info/movie/gallery.html>



(4) 北方四島VRアプリ

(独) 北対協では、VRにより北方領土が仮想体験できる映像ソフトを公開しています。学校教育現場における教材として活用ができるよう、現在使用中の端末(タブレット)にアプリをダウンロードして鑑賞体験ができるようなインタラクティブな機能を付加したコンテンツです。

北方四島の地形と自然、生息する動植物や、戦前日本人が生活を営んでいた当時の街並みや暮らし等が、高精細3Dコンピューターグラフィックで再現されています。

<北方四島VRアプリのホームページのURL>

<https://www.hoppou.go.jp/problem-info/movie/vr-app.html>



(5) 北方領土学習コーナー

(独) 北対協では、生徒向けに、漫画で学ぶことができるコーナー、元島民の方の話が聞ける動画、自由研究で役立ててもらえるような素材等も用意しています。

<北方領土学習コーナーホームページのURL>

<https://www.hoppou.go.jp/problem-info/kyozai/learning.html>



(6) 映画「ジョバンニの島」

映画「ジョバンニの島」は、北方領土の元島民であり、今も「語り部」として活躍されている得能宏さん（色丹島出身）の経験を踏まえた、色丹島が舞台のアニメーション映画です。平成26年2月、一般社団法人日本音楽事業者協会創立50周年記念作品として公開されました。



(独) 北対協では、北方領土返還要求運動都道府県民会議や北方領土問題教育者会議が実施する上映会に対し、経費支援を行っています。

<映画「ジョバンニの島」の紹介のホームページのURL>

<https://www.hoppou.go.jp/problem-info/kyozai/giovanni.html>

(7) 北方領土問題啓発用 YouTube ショート動画

北方領土イメージキャラクター「エリカちゃん」が北方領土や北方領土問題について、わかりやすくテンポ良く紹介するショート動画です。

- ・ エリカの起承転結！！URL https://www.youtube.com/watch?v=MU6IjkB5_SY
- ・ 日本の最北端は？URL <https://www.youtube.com/shorts/1AIm9UDjCDY>
- ・ とってもわかりやすい！北方領土情報 URL <https://www.youtube.com/shorts/a7xrQKnAeAM>
- ・ 1分でわかる！北方領土の注目スポット紹介 URL <https://www.youtube.com/shorts/v0Jki22E8b0>
- ・ 1分で学ぶ！近代日露関係の歴史とは？URL <https://www.youtube.com/shorts/p-F00Lyisig>



エリカの起承転結！！



YouTube ショート動画

(8) 北方領土隣接地紹介用 YouTube 動画（北方領土エリカちゃんで行く！おすすめスポット）

これから北方領土隣接地域一市四町（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町）を訪れようとしている方向けの紹介動画です。修学旅行候補地の選定や事前学習等にご活用ください。

- ・ 根室市 URL <https://www.youtube.com/watch?v=yxYYrPUB530>
- ・ 別海町 URL <https://www.youtube.com/watch?v=tmWgtVXzRwM>
- ・ 中標津町 URL <https://www.youtube.com/watch?v=VJKdbgHoGAI>
- ・ 標津町 URL <https://www.youtube.com/watch?v=mWSfbtn-1KY>
- ・ 羅臼町 URL <https://www.youtube.com/watch?v=sWwH19Q5bfQ>



根室市



別海町



中標津町



標津町



羅臼町

(9) 一市四町紹介パンフレット（北海道のねむろ地域紹介）

北方領土隣接地域の見どころをまとめたパンフレットです。

(8) の動画と併せてご活用ください。

<パンフレットのURL>

https://www.hoppou.go.jp/assets/docs/downloads/pamphlet/nemuro_20250312.pdf



ICT を活用した「北方領土学習教材集」について

独立行政法人北方領土問題対策協会では、内閣府、文部科学省の協力を得て「北方領土学習教材集」を作成いたしました。「北方領土学習教材集」は、学校教育現場のICT化に対応してタブレット、電子黒板において活用でき、学習指導要領を考慮した内容となっています。また、利用される教員が自身の創意工夫により指導内容を組み立てられるようカスタマイズできる形式としています。初めて指導される先生にもご活用いただけます。

<独立行政法人北方領土問題対策協会ホームページ「北方領土学習教材集」>

<https://www.hoppou.go.jp/problem-info/kyozai/teaching-materials/>

※上記URLにある教材は自由にダウンロードしてお使いいただけます。

※「北方領土学習教材集」に関する問い合わせは、独立行政法人北方領土問題対策協会業務グループ（啓発担当）03 - 3843 - 3630 まで。

中学校社会科向け

ICTを活用した 学習教材集のご案内

内閣府、文部科学省の協力を得て
新しい学習教材集を作成しました。



学習教材集の特長

- ICT（タブレット、電子黒板など）に活用できます。
- 学習指導要領（文部科学省）を考慮した内容です。
- 教材は利用者がカスタマイズすることができます。
- 初めて指導される先生にも活用いただけます。



学習教材集サイト <https://www.hoppou.go.jp/problem-info/kyozai/teaching-materials/>

学習指導案

学習指導案 (50 分版)	地理Ⅰ 日本の領土と北方領土
授業日時	令和〇年 〇月 〇日 (〇曜日) 第〇時
対象学年/クラス/生徒数	第〇学年/第〇組 (第〇名)
指導教員	〇〇〇〇

本時のねらい
日本の領土に関する考えを通して、日本の領土の範囲や変化とその特色、領域をめぐる問題などについて理解する。

指導要領
日本の領土および領土問題に関し、関心をもち取り組めるよう、画像やデジタルデータを提示する。個別ワークまたはグループワークを通して、地理的関係や考え方を整理し、主権や所有権の法的な考え方と理解を深める。また、主権領土の法的な考え方を整理することにより、自己の考えや知識を深められるようにする。

導入段階では、地図を用いて日本が大小の多くの島々からなる南洋群島であることを教える。
地図では、領土に関する学習を通して日本固有の領土が保たれている現状を確認する。
また、主権をめぐり領土の争いについて教える。

生徒観
本時の内容に対して、以下の観点について、生徒の理解を具体的に記述する。

- ・学習に必要な基礎知識
- ・本時の学習を行うに当たり必要となる知識 (小学校社会科の学習等を通して身に付けた知識) に対する理解
- ・学習経験
- ・本時の学習を通してこれまで習得した内容 (北方領土問題についての学習経験) 及び取り扱った国の領土、領土の争い
- ・その他、本時の学習に当たり必要な事項

以上の学習経験
グループワーク等の経験、または授業中や活動

授業実用教材

日本の領海・排他的経済水域



教材に使える
便利な素材集も
ご用意しています。

ワークシート

W1 適切なものを以下の空欄に書いてみよう。

A:

領海

低潮線（基礎線）から12海里（約22 km）までの海域で、その海底及びその下にもその国の主権が及びます。ただし、外国の船も平和や安全を害さない限り通航することができます。

B:

排他的経済水域

低潮線（基礎線）からその外側200海里（約370 km）までの海域（Aを除く）とその海底及びその下で、同水域では天然資源の開発や、人工島などの構築物の設置と利用、海洋の調査や環境保護などの管轄権が認められています。



独立行政法人
北方領土問題対策協会

〒110-0014 東京都台東区北上野1丁目9番12号 住友不動産上野ビル9階
TEL: 03-3843-3630 HP: <https://www.hoppou.go.jp>

別表1 都道府県民会議一覧

都道府県	都道府県民会議	連絡先
北海道	公益社団法人北方領土復帰期成同盟	011-205-6500
青森県	青森県北方領土返還促進協議会	017-734-9093
岩手県	北方領土返還要求運動岩手県民会議	019-629-5765
宮城県	北方領土返還要求宮城県民会議	022-211-2285
秋田県	秋田県北方領土返還促進協議会	018-863-2899
山形県	山形県北方領土返還促進協議会	023-630-2106
福島県	北方領土返還要求運動福島県民会議	024-521-7013
茨城県	北方領土の返還を求める茨城県民協議会	029-301-2175
栃木県	北方領土返還要求運動栃木県民会議	028-624-1494
群馬県	北方領土返還要求群馬県推進連絡協議会	027-898-3493
埼玉県	北方領土返還要求運動埼玉県民会議	048-830-2864
千葉県	北方領土返還要求運動千葉県民会議	043-223-2203
東京都	北方領土の返還を求める都民会議	03-5388-2222
神奈川県	北方領土返還要求運動神奈川県民会議	045-285-0905
新潟県	北方領土返還要求運動新潟県民会議	025-280-5876
山梨県	北方領土返還要求運動山梨県民会議	055-223-1336
長野県	北方領土返還要求長野県民会議	026-235-7188
富山県	北方領土返還要求運動富山県民会議	076-444-4494
石川県	北方領土返還要求運動石川県民会議	076-225-1231
福井県	北方領土返還要求運動福井県民会議	0776-28-8821
岐阜県	北方領土返還要求運動岐阜県民会議	058-272-8175
静岡県	北方領土返還要求静岡県民会議	054-272-1250
愛知県	北方領土返還要求愛知県民会議	052-961-8100
三重県	北方領土返還要求三重県民会議	059-224-2009
滋賀県	北方領土返還要求運動滋賀県民会議	077-528-3041
京都府	北方領土返還要求京都府民会議	075-414-4071
大阪府	北方領土返還運動推進大阪府民会議	06-6944-6007
兵庫県	北方領土返還運動兵庫県推進会議	078-362-3020
奈良県	北方領土返還要求運動奈良県民会議	0742-27-8325
和歌山県	北方領土返還要求運動和歌山県民会議	073-441-2034
鳥取県	北方領土返還要求運動鳥取県民会議	0857-26-7170
島根県	竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議	0852-21-2818
岡山県	岡山県北方領土返還要求運動県民会議	086-226-7158
広島県	北方領土返還要求運動広島県民会議	082-513-2723
山口県	北方領土返還要求山口県民会議	083-923-3864
徳島県	北方領土返還要求運動徳島県民会議	090-8695-0272
香川県	香川県北方領土返還促進協議会	087-832-3820
愛媛県	北方領土返還要求愛媛県民会議	089-912-2151
高知県	北方領土返還要求運動高知県民会議	088-891-5300
福岡県	北方領土返還促進福岡県民協議会	0942-27-1887
佐賀県	北方領土返還要求運動佐賀県民会議	0952-31-1074
長崎県	北方領土返還要求長崎県民会議	095-827-5511
熊本県	熊本県北方領土対策協会	096-380-6662
大分県	北方領土返還要求大分県民会議	097-537-1623
宮崎県	北方領土返還要求宮崎県民会議	0985-71-1181
鹿児島県	北方領土返還要求運動鹿児島県民会議	099-218-1225
沖縄県	北方領土返還要求沖縄県連絡協議会	098-858-1110

別表2 北方領土問題教育者会議一覧

都道府県	教育者会議	連絡先
北海道	北海道北方領土教育者会議	011-205-6500
青森県	青森県北方領土研究教育者会議	017-734-9093
岩手県	岩手県北方領土教育者会議	019-629-5765
宮城県	宮城県北方領土問題教育者会議	022-211-2285
秋田県	秋田県北方領土研究教育者会議	018-886-3221
山形県	山形県北方領土問題教育者会議	023-630-2106
福島県	福島県北方領土問題教育者会議	024-521-7013
茨城県	茨城県北方領土問題教育者会議	029-301-2175
栃木県	栃木県北方領土問題教育者会議	028-624-1494
群馬県	北方領土を考える群馬県教育者会議	027-898-3493
埼玉県	埼玉県北方領土教育者会議	048-830-2864
千葉県	千葉県北方領土問題教育者会議	043-223-4058
東京都	北方領土の返還を求める都民会議 教育者会議	03-5388-2222
神奈川県	神奈川県北方領土問題教育者会議	045-211-1133
新潟県	新潟県北方領土問題教育者会議	025-280-5876
山梨県	山梨県北方領土問題教育者会議	055-223-1336
長野県	長野県北方領土問題教育者会議	026-235-7188
富山県	富山県「北方領土問題」教育者会議	076-444-4494
石川県	石川県北方領土問題教育者会議	076-225-1231
福井県	福井県中学校教育研究会社会科部会	0776-37-3617
岐阜県	北方領土を考える岐阜県教育者会議・国土学習推進委員会	0585-32-1521
静岡県	北方領土を考える静岡県教育者会議	054-272-1250
愛知県	愛知県北方領土問題教育者会議	052-961-8100
三重県	三重県北方領土問題を考える教育者会議	059-224-2009
滋賀県	滋賀県中学校教育研究会社会科部会	077-527-5255
京都府	京都府北方領土教育者会議	0771-84-0028
大阪府	大阪府北方領土教育者会議	06-6944-6007
兵庫県	兵庫県北方領土教育者会議	078-362-3020
奈良県	奈良県北方領土問題教育者会議	0744-45-2731
和歌山県	和歌山県北方領土問題教育者会議	073-441-2985
鳥取県	鳥取県「北方領土問題」教育者会議	0857-26-7170
島根県	島根県竹島・北方領土問題教育者会議	0852-21-2818
岡山県	岡山県北方領土問題教育者会議	086-226-7158
広島県	広島県北方領土問題教育者会議	082-513-2723
山口県	北方領土問題山口県教育者会議	083-923-6088
徳島県	徳島県北方領土問題教育者会議	088-696-2039
香川県	香川県北方領土問題教育者会議	087-832-3820
愛媛県	愛媛県北方領土問題教育者会議	089-912-2151
高知県	高知県北方領土問題教育者会議	070-7565-2564
福岡県	福岡県北方領土問題教育者会議	0949-25-2256
佐賀県	佐賀県北方領土教育研究会	0952-44-2222
長崎県	長崎県北方領土問題教育研究会	095-822-3604
熊本県	熊本県北方領土問題教育者会議	096-242-3733
大分県	大分県北方領土問題教育研究会	097-506-5529
宮崎県	宮崎県北方領土問題教育関係者会議	0985-71-1181
鹿児島県	鹿児島県北方領土教育研究会	099-268-8421
沖縄県	沖縄県北方領土問題研究教育者会議	098-858-1110